

# プレハブ住宅コーディネーター

Prefabricated Housing Coordinator

## 平成29年度 プレハブ住宅コーディネーター資格2回目以降更新申請 Web 販社担当者用案内

### プレハブ住宅コーディネーター資格更新について

プレハブ住宅コーディネーター資格2回目以降更新申請は、既に「プレハブ住宅コーディネーター」として認定され、当協会に登録されている有資格者が、その資格を再度更新するためのものです。書類審査の上、更新を認める者を「プレハブ住宅コーディネーター」として、再登録いたします。

### プレハブ住宅コーディネーター教育テキストについて

住まいづくりに欠かせない知識を得るための「プレハブ住宅コーディネーター教育テキスト」をご購入いただけます。このテキストは、第13版として平成29年6月に改訂されたもので、住宅知識を習得することができ、日常業務でも活用いただける内容になっています。

**プレハブ住宅コーディネーター資格2回目以降更新申請については、以下の通り実施いたします。**

### ＜申請資格について＞

本申請の対象者は、次の有資格者とします。

(2回目更新対象者)

- (1) 平成23年度又は24年度に行われた更新講習会を受講し更新認定を受け、有効期間満了日が平成30年3月31日の有資格者。
- (2) 有効期間満了日から1年以内に延期願いまたは特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成29年3月31日の者。
- (3) 有効期間満了日から2年以内に特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成28年3月31日の者。

(3回目更新対象者)

- (1) 平成24年度に更新(2回目)認定を受け、有効期間満了日が平成30年3月31日の有資格者。
- (2) 有効期間満了日から1年以内に延期願いまたは特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成29年3月31日の者。
- (3) 有効期間満了日から2年以内に特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成28年3月31日の者。

(4回目更新対象者)

- (1) 平成24年度に更新(3回目)認定を受け、有効期間満了日が平成30年3月31日の有資格者。
- (2) 有効期間満了日から1年以内に延期願いまたは特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成29年3月31日の者。
- (3) 有効期間満了日から2年以内に特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成28年3月31日の者。

(5回目更新対象者)

- (1) 平成24年度に更新(4回目)認定を受け、有効期間満了日が平成30年3月31日の有資格者。
- (2) 有効期間満了日から1年以内に延期願いまたは特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成29年3月31日の者。
- (3) 有効期間満了日から2年以内に特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成28年3月31日の者。

### ＜申込みについて＞

#### 1. 申込受付期限

平成30年2月7日(水)

#### 2. 申込みの手続きについて

Webシステムによるご案内、申込み等を実施しています。講習会案内は、協会本部より会員企業、会員企業または販社の担当者より受講者にそれぞれメールにて送られます。講習会はメール案内文に記載する内容に従い、Webシステム上で申込みをお願いします。尚、下記URLからマニュアルもご覧いただけますのでご対応下さい。

販社用：[http://www.kyomu.purekyo.or.jp/content/hansya\\_help](http://www.kyomu.purekyo.or.jp/content/hansya_help)

受講者用：[http://www.kyomu.purekyo.or.jp/content/user\\_help](http://www.kyomu.purekyo.or.jp/content/user_help)

#### ＜申込み手続きの際の注意事項＞

個人票(様式第3-3)は、Webシステムにて受講者が各自でフォーム入力の上、出力印刷して頂きます。

個人票(様式第3-3)の写真は、24mm×30mm、無帽、無背景、上半身正面(最新6ヶ月以内)の写真1葉を所定の位置にのり付けをして頂きます。

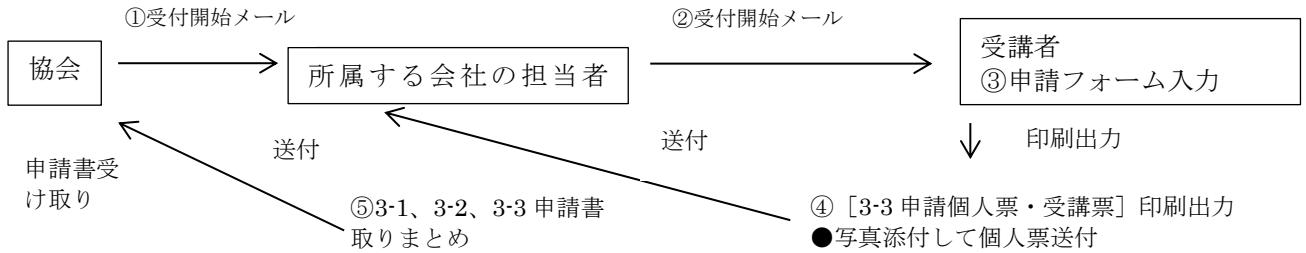
個人票は所属する会社の担当者へ送付頂くことになります。

注) スナップ写真は不可、証明写真に限ります。

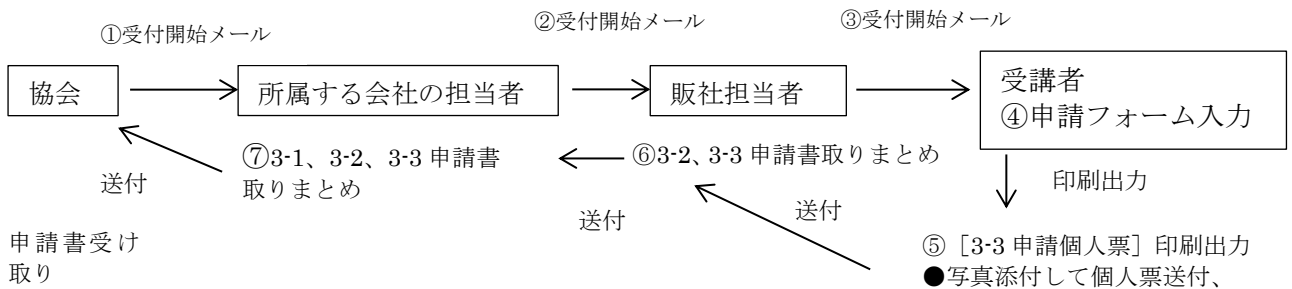
認定証作成の際にサイズ、背景等による不具合を生じた場合は、写真の再送をお願いすることがあります。

<Webシステムのフロー>

◎直販企業の場合



◎販社担当経由の場合



3. 申請料

申請者 1 人当たり 3,240 円（登録料及び消費税含みます）

申込みと同時に支払ってください。

銀行振込の場合は以下のとおりです

みずほ銀行 新橋中央支店 一般社団法人 プレハブ建築協会  
普通預金口座（1032334）へお願いします  
※振込手数料は、貴社にてご負担願います

<プレハブ住宅コーディネーター教育テキストの申込について>

前回更新時から 5 年が経過し、その間住宅環境も大きく変化しております。プレハブ住宅コーディネーター教育テキストは平成 29 年 6 月に第 13 版として発行いたしました。2 回目以後の更新時には講習会はありませんが、最近の住宅知識を習得する手立てとしてご活用いただけますのでご検討ください。

1 冊につき 2,160 円（消費税含む）の費用がかかります。

購入部数をお取りまとめの上、申請書（様式第 3-1）にご記入下さい。請求書を同封の上、3 月中にご送付申し上げます。

<認定証の交付について>

資格認定審査の結果、更新（2 回目以降）の認定者には、新たに認定証を交付致します。

注）更新（2 回目以降）の認定者及び資格を抹消した方の旧認定証は、各社の教務担当者がとりまとめの上、処分の程よろしく願いいたします。

申込先及び問合せ先

各所属する会社担当者をお願いいたします

以上